

# 資料 1

日 薬 業 発 第 279 号  
令 和 6 年 11 月 8 日

都道府県薬剤師会 会長 殿

日 本 薬 剤 師 会  
会 長 岩 月 進  
(会長印省略)

過量服薬による少年の非行等の防止に向けた警察庁からの協力依頼について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

昨今、本来の使用量を逸脱して一般用医薬品等を過剰に摂取した少年が非行に及び、また、犯罪被害に遭う状況が生じている中、過量服薬による少年非行等の防止に向けて、厚生労働省医薬局総務課長及び医薬安全対策課長より別添のとおり協力依頼がありましたのでお知らせいたします。

過量服薬を繰り返す少年及びそのような少年に一般用医薬品を譲り渡している者の中には、一般用医薬品を販売店から万引きをすることにより調達をしている者が確認されており、こうした供給源を根絶するためには、万引き防止に向けた販売店の協力が不可欠です。薬局・店舗販売業においては、医薬品のうち、過量服薬の懸念の強い商品については、① 購入者の手が直接届かない場所、従業員が常駐する場所から目に付きやすい場所への配置・陳列、② 店頭に複数個陳列せず、商品カードや空箱での対応、③ 防犯タグ等の万引き防止機器の取り付け、④ 短期間での棚卸し等在庫管理の徹底等により万引き防止対策の徹底を図るとともに、万引きを認知した場合の警察への届出や顧客の不審動向がある場合の警察への通報等が求められています。

つきましては、法令を遵守した販売対応はもとより、広く防犯や若年者による医薬品の不適正な入手の防止への協力について貴会会員へご周知いただくとともに、貴会におかれましては、警察と情報共有体制を構築するなど連携強化に努めることにつきご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

<別添>

過量服薬による少年の非行等の防止に向けた警察庁からの協力依頼について  
(令和6年10月30日付け医薬総発1030第3号及び医薬安発1030第1号、厚生労働省医薬局総務課長、同医薬安全対策課長)

医薬総発1030第3号  
医薬安発1030第1号  
令和6年10月30日

公益社団法人 日本薬剤師会 会長 殿

厚生労働省医薬局総務課長  
厚生労働省医薬局医薬安全対策課長  
( 公 印 省 略 )

過量服薬による少年の非行等の防止に向けた警察庁からの協力依頼について

今般、警察庁生活安全局人身安全・少年課長より、別添のとおり、「過量服薬による少年の非行等の防止に向けた連携強化の依頼について」（警察庁丁人少発第1325号令和6年10月30日付け警察庁生活安全局人身安全・少年課長通知）が発出され、過量服薬による少年の非行等の防止にかかる協力依頼がなされたところ、貴団体におかれてもご協力いただけますようお願いはからいのほど、よろしくお願いたします。

なお、本協力依頼にかかる内容については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に基づく医薬品販売にかかる販売規制のみならず、広く防犯や若年者による医薬品の不適正な入手の防止をはかる観点からのものであることを念のため申し添えます。

警察庁丁人少発第1325号  
令和6年10月30日

厚生労働省医薬局総務課長 殿  
厚生労働省医薬局医薬安全対策課長

警察庁生活安全局人身安全・少年課長

### 過量服薬による少年の非行等の防止に向けた連携強化の依頼について

昨今、本来の使用量を逸脱して一般用医薬品等を過剰に摂取した少年が非行に及び、また、犯罪被害に遭う状況が生じており、未成年者誘拐の被害者である高校生が市販薬を多量に服用したことによる急性薬物中毒で死亡する事案や、過量服薬願望のある中学生が睡眠導入剤提供の誘惑によりわいせつ目的で誘拐される事案などが発生しているところ です。

このような情勢の中、過量服薬による少年非行等の防止に向けては、都道府県等の関係部局及び関係団体等と警察の緊密な連携が重要と考えられます。

また、過量服薬を繰り返す少年及びそのような少年に一般用医薬品を譲り渡している者の中には、一般用医薬品を販売店から万引きをすることにより調達をしている者が確認されており、こうした供給源を根絶すべく、万引き防止に向けた販売店の協力も不可欠です。

つきましては、こうした趣旨を御理解いただき、都道府県等の関係部局、薬局開設者、店舗販売事業者、配置販売事業者及び関係団体に対し、下記の点に御理解・御協力を賜りますよう、周知・指導方についてお願い申し上げます。

#### 記

#### 1 一般用医薬品を販売する薬局開設者等への要請

##### (1) 万引き防止対策の徹底

医薬品のうち、過量服薬の懸念の強い商品によっては、

- 購入者の手が直接届かない場所、従業員が常駐する場所から目に付きやすい場所に配置・陳列
- 店頭に複数個陳列せず、商品カードや空箱で対応
- 防犯タグ等の万引き防止機器の取り付け
- 短期間での棚卸し等在庫管理の徹底

といった対応を執ること。

##### (2) 警察への通報

万引きを認知した場合には、警察へ届け出ることとはもとより、通常必要であると考えられる回数を超える頻度で過量服薬に用いられるおそれのある医薬品を購入するといった顧客の不審動向がある場合には、速やかに警察に通報すること。

##### (3) 「濫用等のおそれのある医薬品」の適正販売

厚生労働大臣が指定する「濫用等のおそれのある医薬品」の販売・授受に当たっては、厚生労働省令により定められた方法を遵守すること。

#### 2 都道府県等の関係部局及び関係業界団体等への要請

少年による過量服薬防止対策を推進するため、警察と情報共有体制を構築するなど連携強化に努めること。